

橋本市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

当初 平成27年3月31日

第8回変更 令和5年3月31日

橋本市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年と平成26年に各小中学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「橋本市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 橋本市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「橋本市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

【教育関係者】

- ・ 橋本市教育委員会
- ・ 橋本市健康福祉部こども課
- ・ 市内各小中学校代表者

【道路管理者】

- ・ 橋本市建設部都市整備課
- ・ 和歌山県伊都振興局建設部
- ・ 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

【交通安全管理者】

- ・ 橋本警察署
- ・ かつらぎ警察署

【青少年育成関係者】

- ・ 橋本市青少年育成市民会議

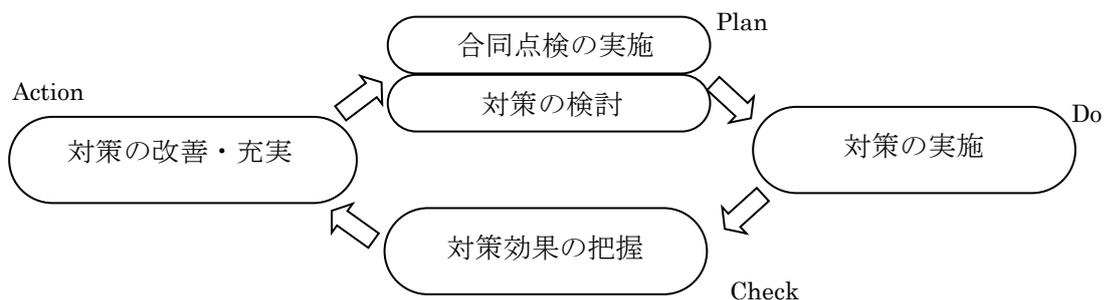
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の中学校区を5つのグループに分け、それぞれ2年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・中学校区ごとに、教育関係、道路管理者、交通安全管理者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・地域住民へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔を測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図